

# ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑 運 営 管 理 規 程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人正吉福祉会が開設するホームヘルパーステーションやのくち正吉苑（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は介護予防にあたっては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

## (指定訪問介護の運営方針)

- 第2条 指定訪問介護の基本方針として、事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 4 事業所は、サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (指定介護予防訪問介護の運営方針)

- 第3条 指定介護予防訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。
- 2 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方策として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
  - 3 指定介護予防訪問介護の提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮したうえで、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスに努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 事業所は、サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑
- (2) 所在地 東京都稲城市矢野口1804-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (サービス提供責任者兼務)  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名 (介護福祉士2名)  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員等 18名  
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、365日とする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービスの提供は、365日24時間とする。
- (4) 電話・FAX等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第7条 訪問介護の内容は次の通りとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問介護にかかる費用の利用者負担額とする。

(別紙料金表)

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- 2 削除
- 3 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護サービスを実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、稲城市・多摩市・府中市・川崎市（麻生区・多摩区）調布市（多摩川・上石原）の区域とする。

(虐待等の禁止)

第10条 訪問介護員等は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 強引に引きずるように連れて行く行為。
- (3) 乱暴な言葉遣いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (4) 脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (5) 性的な嫌がらせをすること。
- (6) 当該利用者を見做すこと。

(秘密の保持)

第11条 訪問介護事業者は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項を第三者に漏洩してはならない。また、従業者であった者に、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの個人情報並びに秘密事項を保持させるべき旨を従事者との雇用契約において定め、雇用契約を締結する。

2 その他、個人情報並びに秘密事項の保持については、個人情報保護規定に定める。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 訪問介護事業所は、全ての訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回以上

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせないものとする。

4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正吉福祉会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

（改正）

第13条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人正吉福祉会理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 10月 28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和06年 4月 1日から施行する。